

PART 754  
SHORT SUPPLY CONTROL  
不足物資規制

Sec.		Page
754. 1	<a href="#">序文</a>	1
754. 2	<a href="#">[Reserved] 原油</a>	1
754. 3	<a href="#">原油を含まない石油製品</a>	6
754. 4	<a href="#">未加工のウェスタンレッドシーダー[ベイスギ]</a>	7
754. 5	<a href="#">船便で輸出される馬</a>	9
754. 6	<a href="#">供給不足物資輸出制限の解除に対する米国農産物の登録</a>	9
754. 7	<a href="#">リサイクル可能な金属材料に対して監視又は規制の発動を求める請願書； 公聴会</a>	9
付則 1	<a href="#">原油及び石油製品</a>	
付則 2	<a href="#">未加工のウェスタンレッドシーダー</a>	
付則 3	<a href="#">原油の輸出を取り扱う法令の条項</a>	

## Part 754 (第754章) —不足物資規制

## § 754.1 序文

## (a) 適用範囲

本章において、輸出管理規則 (EAR) というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、輸出管理法 (EAA) の § 7 “供給不足物資規制” の条項、並びに国家安全保障及び外交政策理由に基づかない他の法律における同様の条項を施行するものである。

## (b) 具体的な内容 (本章では以下の事項を取扱う) :

(1) 商務省規制品リスト (EAR § 774 付則 1) で特定される該当輸出規制分類番号 (ECCN) の “輸出許可要求事項” 欄の “規制理由” の部分に、記号 “SS” を含む貨物についての輸出許可要求事項及び輸出許可方針を示している。該当する場合には、本章で定める供給不足物資関連の輸出許可要求事項からの許可例外についても規定している。本章の中で定める輸出許可要求事項及び方針は、以下のものを対象とする :

## (i) [Reserved]

~~ECCN 1C981 で定める原油 (原油、本章の付則 1 にリストされている再精製原油、タールサンド及び天然のシェールオイルを含む)。これらの品目に関する具体的な輸出許可要求事項については、本章の § 754.2 を参照してください。~~

(ii) 本章の付則 1 にリストされている原油以外の石油製品であって、海軍石油保留地 (NPR) から生産若しくはもたらされたもの又は以下の ECCN で定める NPR から生産又はもたらされた貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの。これらの品目についての具体的な輸出許可要求事項については、本章の § 754.3 を参照してください。

(A) ECCN 1C980 (無機化学物質) ;

(B) ECCN 1C982 (その他の石油製品) ;

(C) ECCN 1C983 (天然ガス液及びその他の天然ガス誘導体) ; 並びに

(D) ECCN 1C984 (都市ガス及び合成天然ガス (天然ガスで混合された場合は除外され、エネルギー省の輸出許可権限の対象となる))。

(iii) ECCN 1C988 で定める未加工のウェスタンレッドシーダー (ウェスタンレッドシーダー (ツヤプリカータ) [ベイスギ] の丸太及び角材、並びに丸身 [樹皮や丸太面が残った欠陥部] を含む未加工材、製材、及び加工材)。これらの品目についての具体的な輸出許可要求事項については、本章の § 754.4 を参照してください。

(iv) ECCN 0A980 で対象とする屠殺のために海路で輸出される馬 (海路で輸出される馬)。これらの品目についての具体的な輸出許可要求事項については、本章の § 754.5 を参照してください。

(2) 本章は、米国農産物の供給不足物資輸出制限からの解除登録に関する法令で定めた条項を組込んでいる (本章の § 754.6 参照) ; 並びに

(3) 本章は、リサイクル可能な金属材料に対する監視又は規制を課すことを要求する請願書の提出及び審査についての法令で定めた条項及び関連する公聴会の手続きを組込んでいる (本章の § 754.7 参照)。

## (c) 再輸出

本章で規制される品目の再輸出については、そのような要求事項が本章で明確に示される場合、又は米国からの輸出を認可する輸出許可証で示される場合にのみ、輸出許可を必要とする。

## (d) 禁輸仕向地への追加要求事項

禁輸仕向地に関係する輸出については、本章の要求事項及び EAR746 (禁輸及びその他の特別規制) についても履行しなければならない。

## § 754.2 [Reserved] 原油

~~(a) 輸出許可要求事項~~

~~GCL (EAR § 774 付則 1) の ECCN 1C981 の “輸出許可要求事項” 欄において、“SS” の記号で特定される場合、カナダを含むすべての仕向地への原油の輸出について、輸出許可が義務付けられている。戦略的石油備~~

~~蓄から特定の石油の輸出を認可する許可例外については本節の(h)項、そして特定のサンプル出荷に対する許可例外については本節の(i)項、そしてアラスカ横断パイプライン許認可法(43 U.S.C. 1652)の§ 203に基づいて許可された通過権のある公道用地上をパイプラインによって輸送される石油の輸出に対する許可例外については本節の(j)項を参照してください。"原油"は、炭化水素の混合物であって、地下埋蔵時、液相で存在しており、地表の分離施設を通した後、大気圧で残留した液体のうち、原油蒸留塔を通して処理されなかったものとして定義される。再精製された原油並びにタールサンド、シルトナイト及びオイルシェールから生成された採掘権がリースされたコンデンセート油[凝縮油]及び液体の炭化水素が含まれる。ドリップガスも含まれるが、常圧蒸留装置に通した原油、残留油、並びにその他の精製油及び未精製油は除外される。~~

#### ~~(b) 輸出許可方針~~

~~(1) BIS は、輸出が当該輸出に直接関係のある特定の要求事項に矛盾しないと裁定した場合、以下の種類の取引に関する原油の輸出申請書を承認する。~~

~~(i) アラスカ州クック入江からの輸出 (本節の(d)項参照)；~~

~~(ii) カナダ国内での使用又は消費のためのカナダへの輸出 (本節の(e)項参照)；~~

~~(iii) 戦略的石油備蓄原油の精製又は入れ替えに関連した輸出 (本節の(f)項参照)；~~

~~(iv) 平均容積が25メガバレル/日を超えない範囲のカリフォルニア重油の輸出 (本節の(g)項参照)；~~

~~(v) 本節の(e)項でリストされる制定法で定める国際合意に矛盾しない輸出；~~

~~(vi) 適用される制定法 (本節の(e)項で定める制定法を含む)のもとに大統領によって行われる事実認定に矛盾しない輸出；並びに~~

~~(vii) 外国原産の原油の輸出であって、原油が米国原産ではなく、米国原産の原油で混合されなかったことを、輸出者が、BISに対し十分な証拠資料に基づいて示すことができる場合。戦略的石油備蓄から特定の原油の輸出を是認する許可例外 SPR の条項については、本節の(h)項を参照してください。~~

~~(2) BIS は、他の原油の輸出申請書についてはケースバイケースで審査し、BIS が、提起された輸出が国益及びエネルギー政策節約法 (EPCA) の目的に矛盾していないと裁定した場合、本節の(e)項で規定する場合を除いて、通常、その申請書を承認する。BIS はすべての承認申請書を検討するが、国益にかなっており、EPCA の目的に矛盾しないと BIS が裁定する中には、一般的に以下の種類の取引がある。~~

~~(i) その輸出が、包括取引の一部であるもの；~~

~~(A) 結果として、同量以上の原油及び同等品質以上の原油、或いは本章の付則 1 でリストされる石油製品であって、輸出許可が要求される原油の精製によりもたらされた貨物の量及び品質を下回らないものが、米国に直接輸入されることになるもの；~~

~~(B) 米国の石油供給が、中断されるか深刻な脅威となる場合に、解約することができる契約に基づいてのみ実行されるもの；並びに~~

~~(C) 申請者の手に余るやむにやまれない経済的又は技術的な理由により、原油が米国内で正当に売買できないことを、申請者が立証できる場合。~~

~~(ii) 本節の(e)項でリストされている制定法の制限からの除外条項に沿った一時的な輸出又は交換に関連する輸出。~~

#### ~~(c) 更なる制定法の規制~~

~~(1) 以下の制定法は、国内で生産された原油に対して、その原産地又は輸送方法に基づく輸出規制を規定している。このような他の制定法に基づく規制が適用される場合、適用される法律で義務付けている事実認定を大統領が行った場合にのみ、輸出を承認することができる。~~

~~(i) 公法 104-58 の § 201 (表題"アラスカのノーススロープ原油の輸出") は、アラスカ横断パイプライン許認可法(43 U.S.C. 1652)の§ 203に基づいて許可された通過権でパイプラインにより輸送される国内で生産された原油("TAPS[アラスカ横断パイプラインシステム]原油")の輸出を規定している。大統領は、1996年4月28日に決定を下した。~~

~~(ii) 1920年制定の重要富鉱地区リース法は、その法律(30 U.S.C. 185(u)) ("MLA")の§ 28(u)に基づいて付与された通過権のある用地の上をパイプラインにより輸送される国内で生産された原油の~~

~~輸出を制限している。~~

~~(iii) 外洋大陸棚土地法は、外洋大陸棚から産出された原油の輸出を制限している (29 U. S. C. 1354) (“OGSLA”)。~~

~~(iv) 海軍石油保留地生産法は、海軍石油保留地から生産される原油の輸出を制限している (10 U. S. C. 7430) (“NPRPA”)。~~

~~(2) 本章の付則 3 で、関連する制定法の条項を記述している。個々の制定法が適用される場合、輸出が許可できる前に、大統領の事実認定が必要である。特定のケースにおいては、原油の個々の輸出に複数の制定法が適用される可能性があることに注意してください。~~

~~(d) アラスカ州クック入江からの輸出~~

~~輸出許可方針として、アラスカ州クック入江の州が所有する海底からもたらされた原油であつて、MLA 又はアラスカ横断パイプライン許認可法 [1] の対象となる通過権のある連邦用地の上のパイプラインによっては輸送されなかった若しくは輸送されることのない原油の輸出申請書については承認する。~~

~~(e) カナダ国内での消費又は使用のためのカナダへの輸出~~

~~(1) TAPS 原油を除いて、輸出許可方針として、カナダ国内での消費又は使用のためのカナダへの原油の輸出申請書については承認する。~~

~~(2) TAPS 原油の輸出許可方針として、以下の手続き及び条件に従う場合、カナダでの消費又は使用が 1 日平均で 50,000 バレル以下については、申請書を承認する。~~

~~(i) 46 U. S. C. 12106 のもとに米国の沿岸貿易の船籍書類を与えられた船舶によって行われる貨物の海上輸送。ワシントン州とブリティッシュコロンビア州バンクーバー間のはしけの航海、及び米国とカナダ間の水域を渡る類似のはしけの移動についてのみ、この要求事項から除外することができる。産業安全保障局は、海事局と協議のうえ、このような輸送が“海上”輸送であるかどうかを裁定する。並びに~~

~~(ii) TAPS 原油の輸出許可は、年 4 回の基準の上で与えられる。申請書は、暦四半期の初めより 2 か月前より受理されるが、暦四半期の 2 か月前の月の 25 日までに受理されなければならない。例えば、4 月 1 日から始まり 6 月 30 日に終わる暦四半期については、申請書は 2 月 1 日より受理されるが、2 月 25 日までに受理されなければならない。~~

~~(iii) 各申請書で申告される量は、1 日当たりの割合ではなく、四半期間の総バレル量でなければならない。この量は、四半期の暦日の日数に 50,000 バレルを乗じた量を超えてはならない。~~

~~(iv) 各申請書は、申請者が次の (A) 又は (B) のいずれかを有するエビデンスを与える裏付け書類を添付しなければならない。~~

~~(A) 申請書で申告されたバレル量の権利証書；又は~~

~~(B) 申請書で申告されたバレル量の購入契約書。~~

~~(v) 暦四半期間の各輸出許可証で認可されるバレル量は、以下に基づく比例配分量として、BIS により決定される。~~

~~(A) 各輸出許可申請書で要求する量；及び~~

~~(B) 四半期間に、すべての輸出許可証の保有者によって輸出できる総バレル量（四半期の暦日数に 1 日当たり 50,000 バレルにを乗じた量）。~~

~~(vi) 申請者は、連続する 4 暦四半期に輸出許可を受けた全量を、1 つ以上の出荷にまとめることができる（ただし、振り向けられるどの輸出許可証の有効期間も期限切れでないことを条件とする）。~~

~~(vii) BIS は、1 暦四半期間に配分されなかった日量 50,000 バレルの割当て分を繰り越す（ただし、未配分の部分が新暦年に繰り越されない）。1 暦四半期の未配分量は、使い切るまで、暦年の終わりまでの各四半期間に利用可能な割当量に加えられる。~~

~~[1] 1985 年 11 月 6 日、商務省長官はアラスカ州クック入江の州の水域からもたらされた原油の輸出が、国益及びエネルギー政策節約法の目的に矛盾していないと裁定した。~~

~~(f) 戦略的石油備蓄原油の精製又は交換~~

- ~~(1) 戦略的石油備蓄 (SPR) から引き出された原油の輸出は、BIS がエネルギー省と協議のうえ、以下のよう  
に裁定した場合に承認される。  
その輸出が、米国で必要とする精製石油製品であって、SPR からの原油の輸出なしには他の方法で輸  
入品が入手できないものの米国への輸入に直結するものであること。~~
- ~~(2) SPR の消耗量と流通量に基づいて販売され引き渡される SPR 原油について、米国外での精製又は交  
換のため、米国への精製石油製品の輸入協定に関連して行われる輸出に対して、輸出許可を与えるこ  
とができる。~~
- ~~(3) BIS は、以下を条件として輸出許可申請書を承認する：~~
- ~~(i) BIS に以下のエビデンスを提示しなければならない：~~
    - ~~(A) 申請書で申告された SPR 原油のバレル量の権利証書権；又は~~
    - ~~(B) 申請書で申告された SPR 原油のバレル量を米国内に輸入するための購入契約書。~~
  - ~~(ii) 以下の証拠資料を、SPR 原油の輸出と引き替えに精製石油製品が米国に輸入された日から 14 日  
以内に BIS に提出しなければならない：~~
    - ~~(A) SPR 原油の輸出者が、精製石油製品の権利証書又は購入契約書を有していることのエビデン  
ス；~~
    - ~~(B) 精製石油製品を特定する出荷積荷目録のコピー；及び~~
    - ~~(C) 米国税関により義務付けられている通関書類のコピーであって、精製石油製品が米国に輸入  
されたことを示すもの、又は精製石油製品が米国外の米国軍に配送されるためのものである場  
合、納品受領書のコピー。~~
- ~~(4) あなたは、輸出許可証の発行日から 30 日以内に、SPR 原油の輸出及び精製石油製品の輸入とも完了  
しなければならない (ただし、米国外の米国軍への配送の場合を除く (この場合、精製石油製品の配  
送は、国防総省との契約条件の最終日まで完了しなければならない))。~~

~~(g) 特定のカリフォルニア産原油の輸出~~

~~以下に該当する場合、API 比重が 20.0 度以下のカリフォルニア産重油であって、平均取引量が 2,500 万  
バレル/日以下の輸出について認可される。[API 比重：American Petroleum Institute (米石油協会)  
が決めた石油比重の表示方法]~~

- ~~(1) 申請者は、EAR § 748.1、§ 748.4 及び § 748.6 に従って申請書を提出しなければならない。~~
- ~~(2) 各申請書で申告される量は、輸出許可証のもとに輸出されることを申し出た総バレル量でなければ  
ならない (1 日当たりの割合ではない)。この量は、年間輸出割当認可量の 25 パーセントを超えては  
ならない。申請を行う可能性がある者は、利用可能な年間輸出割当認可量の総量に関して、BIS に問  
合せることができる。~~
- ~~(3) 各申請書には、カリフォルニア産重油が以下のすべてに該当することの申請者による証明書を添付  
しなければならない：~~
- ~~(i) API 比重が 20.0 度以下であること；~~
  - ~~(ii) カリフォルニア州域内 (海底の州有地を含む) で産出されたものであること；~~
  - ~~(iii) 米国海軍石油保留地から生産又はもたらされたものではないこと；及び~~
  - ~~(iv) 米国の領海外大陸棚の海底から産出されたものでないこと。~~
- ~~(4) 各輸出許可申請書は、注文に基づいたものでなければならず、その注文のエビデンスとなる書類 (例  
えば、発注内示書) を添付しなければならない。~~
- ~~(5) BIS は、カリフォルニア産重油の輸出許可について以下の実施要領を厳守する：~~
- ~~(i) BIS は、申請書を受理した順に、1 件の輸出許可証で認可される総量がカリフォルニア産重油の  
年間の認可量の 25 パーセントを超えない範囲で、承認された申請書に対して輸出許可証を発行す  
る。~~
  - ~~(ii) BIS は、各企業及びその系列会社について、1 か月に 1 件の申請書のみ承認する。~~
  - ~~(iii) BIS は、個々の輸出許可申請書に対して、いかなる措置をとるべきかを決定する際に、特に以  
下のファクターについて考慮する：~~
    - ~~(A) 申請時の暦年中に申請者又はその系列会社に発行されたカリフォルニア産重油の輸出許可証~~

~~の件数。~~

~~(B) 申請時の暦年中に、カリフォルニア産重油の輸出について本節に基づく輸出許可証が以前に発行されていなかった申請者によって提出されたが、BIS で保留になっている申請書の件数。並びに~~

~~(C) 以前に申請者に対して本節に基づいて発行された他の輸出許可証により認可されたカリフォルニア産重油の総量のうち、実際に申請者によって輸出された総量の割合。~~

~~(iv) BIS は、輸出許可証に基づく輸出に先立って、輸出許可を受けた者が、本節の (g) (5) (iv) (A) と (B) 項双方の要求事項を満たす証拠資料を提示することを条件として、申請書を承認する。~~

~~(A) 申請者が、申請書に申告されたバレル量の所有権を有していること又は有することを示す証拠資料。このような証拠資料は次のいずれかでなければならない。~~

~~(1) 申請書に申告されたバレル量について受諾された契約書若しくは売渡証書；又は~~

~~(2) 申請書に申告されたバレル量の購入契約書であって、申請者への輸出許可証の発行の条件とすることができるもの。~~

~~(B) 申請者が申請書に申告されたバレル量を輸出する契約書を有していることを示す証拠資料。この契約書は、申請者への輸出許可証の発行条件とすることができる。~~

~~(v) BIS は、輸出許可が与えられなかった 1 日当たり 2,500 万バレルの割当量の部分を繰り越す (ただし、未割当部分は 90 日を超えて新暦年には繰り越されない)。繰越に対する輸出申請書は、繰越年度の 1 月 15 日までに BIS に提出しなければならない。~~

~~(vi) BIS は、輸出許可証の 90 日の有効期間内に、輸出許可を受けたが、まだ出荷されなかった 1 日当たり 2,500 万バレルの割当量の部分について、利用可能な輸出割当認可量に戻す。~~

~~(vii) BIS は、保留の申請書について前年度から次暦年度に繰り越すことはない。~~

~~(6) 輸出許可証の保有者は-~~

~~(i) 輸出許可証で認可された量のカリフォルニア産重油を輸出できる期間は、輸出許可証が発行された日から暦日で 90 日ある。輸出許可証のもとに輸出を行ってから 30 日以内に、輸出者は、カリフォルニア産重油の輸出日及び輸出量を立証する証明書を BIS に提供しなければならない。~~

~~(ii) 輸出許可証のもとに輸出を行う前に、本節の (g) (5) (iv) 項で義務付けている証拠資料を BIS に提出しなければならない。~~

~~(iii) 認可量を 1 回以上の出荷に組み合わせることができる (ただし、振り向けられるどの輸出許可証の有効期間も期限切れでないことを条件とする)。~~

~~(iv) 事前の書面による BIS の許可なしに、輸出許可証を他の関係者に譲渡することは禁じられている。~~

~~(7) BIS は、認可されたバレル量に基づく未出荷の残余量について 10 パーセントの許容差を容認する。BIS は、輸出許可証のドル総価額の 25 パーセントの出荷許容差を容認する。出荷許容差の説明については、EAR § 750.11 を参照してください。~~

~~(h) 戦略的石油備蓄からの特定の出荷に対する許可例外 (SPR)~~

~~許可例外 SPR は、外国政府又はその代理人により輸入され、かつ所有される外国原産の原油であって、米国政府又はその代理人との適切な協定に従って米国の戦略的石油備蓄に貯蔵のために輸入され、貯蔵される原油の輸出について、輸出許可がなくても、この項で示される要求事項を条件として用いることができる。この外国原産の原油が、SPR の中の他の原油と混合される場合、この輸出しようとしている原油が、SPR に貯蔵するために輸入された外国原産の原油と同じ量で、かつ同等の品質であって、さらにエネルギー省が BIS にこの事実を保証する場合にのみ、許可例外 SPR のもとに当該輸出は承認される。~~

~~(1) すべての許可例外に適用される § 740.1 及び § 740.2 で定める要求事項及び制限事項は、許可例外 SPR の使用にも適用される。~~

~~(2) この許可例外に基づいて原油を輸出しようとする者は、自動輸出システム (AES) への必要な電子輸出情報 (EEI) の申告で、“SS-SPR”に対応する正確な輸出許可コードを入力しなければならない。~~

~~(i) 特定のサンプル出荷に対する許可例外~~

~~許可例外 SS-SAMPLE は、本項で示される要求事項を条件として、分析及び試験の目的のための原油の輸出に用いることができる。~~

- ~~(1) 輸出者は、最終需要者1人に対して年間10バレルまで、輸出者当たり年間累計限度で100バレルまでの原油を出荷することができる。~~
- ~~(2) すべての許可例外に適用される EAR § 740.1 及び § 740.2 で定める要求事項及び制限事項は、許可例外 SS-SAMPLE の使用にも適用される。~~
- ~~(3) この許可例外に基づいて原油を輸出しようとする者は、自動輸出システム (AES) への必要な電子輸出情報 (EEI) の申告で、“SS-SAMPLE” に対応する正確な輸出許可コードを入力しなければならない。~~

~~(j) TAPS 原油の輸出に対する許可例外~~

- ~~(1) 許可例外 TAPS は、次の (i) から (ii) のすべて条件を満たす場合、アラスカ横断パイプライン許認可法 (TAPS) の § 203 に基づいて許可された通過権のある公道用地上を輸送される石油を輸出するために用いることができる。~~

~~(i) TAPS 原油は、米国の法律に基づいて船積書類を与えられた船舶であって、米国民によって所有されている船舶により輸送されること (1916 年制定の海運業法 (46 U.S.C. app. 802) の § 2 に従う)。~~

~~(ii) TAPS の輸出取引に関わるすべてのタンカーは、ヒンチンブルック島の灯台の真南 300 マイルのポイントに達し、それからアジアの行先に向かうまで、ハワイへの輸送のために取られるのと同じ航路を用いること。そのポイントに到達した後、TAPS 原油の輸出取引に関わるタンカーは、16 U.S.C. 1802 (6) で規定される 200 海里排他的経済水域の外側を維持しなければならない。外国の港からアラスカ州ヴァルデーズまで帰港するタンカーは、逆に、その帰港ルートでも、同じ制約に従わなければならない。この条件は、TAPS 原油の輸出取引に関わるタンカーに課せられ享受される制定法、協定又はコモンロー [普通法] の権利と義務 (限定されるものではないが、不可抗力及び海上捜索・救出ルールを含む) を制限すると解釈してはならない。並びに~~

~~(iii) TAPS 油を輸出しようとするタンカーの所有者又は運航業者は以下について実行しなければならない。~~

~~(A) 深水バラストの注排水 (すなわち、水深 2,000 メートル以上) の強制的プログラムを採用すること。船舶と乗組員の安全を保証するためにのみ、船長の裁量において例外措置をとることができる。記録は、本節の (j) (3) 項に従って保管しなければならない。~~

~~(B) 沿岸警備隊がタンカーの位置を単独で決定することを可能にする衛星通信システムを備えていること。並びに~~

~~(C) 米国沿岸警備隊の航行及び船舶検査サーキュラー [同文案内状] No. 15-01 (改訂版) に従って、TAPS 原油の輸出取引に係る各タンカーについて、危険箇所検査計画を維持すること (この計画には船舶の貨物遮断タンクの年 1 回の内部調査を含まなければならない)。~~

~~(2) 深水バラストの注排水に関する記録保管要求事項~~

~~(i) 本節の (j) (1) (iii) (A) 項で要求するところにより、本節の条項のもとに TAPS 原油を輸送する各船舶の船主は、以下の情報を含む記録を保管し、要請があり次第、その情報を米国沿岸警備隊の港湾長 (COTP) に提示しなければならない。~~

~~(A) 船舶名、船籍港及び公認番号又はコールサイン；~~

~~(B) 船舶の所有者の名前；~~

~~(C) バラスト水が運搬されているかどうか；~~

~~(D) わかる場合、注排水の前にバラスト水を積み込んだ最初の場所と塩分濃度；~~

~~(E) バラスト水が注排水された場所、日付及び時間；並びに~~

~~(F) 提示された情報が正確であることを証明し、本項の要求事項への順守を保証する船主の署名。~~

~~(ii) 港湾長 (COTP) 又は他の該当する連邦機関の代表者は、本節の (j) (3) (i) 項の要求事項への順守と有効性を判断するため、バラスト水のサンプルを採取することができる。~~

§ 754.3 原油を含まない石油製品

(a) 輸出許可要求事項

CCL (EAR § 774 付則 1) の ECCN 1C980、1C982、1C983、及び 1C984 の“輸出許可要求事項”欄の“規制理由”項で、記号“SS”で特定される場合、本章の付則 1 にリストする石油製品 (原油を含まない) であって、海軍石油保留地 (NPR) から生産若しくはもたらされたもの又は NPR から生産又はもたらされた貨物

の交換の結果として輸出に使用できるようになったもののカナダを含むすべての仕向地への輸出には、輸出許可が必要である。

(b) 輸出許可方針

- (1) 本章の付則 1 にリストされている石油製品であって、海軍石油保留地から生産若しくはもたらされたもの、又は海軍石油保留地から生産又はもたらされた貨物の交換の結果として輸出に使用できるようになったもの（原油を除く）の輸出申請書は、大統領が海軍石油保留地生産法（10 U. S. C. 7430）で必要とする事実認定を行わない限り拒絶される。
- (2) その法律で除外される一時的な輸出又は交換に関連する申請書については、承認される。

§ 754.4 未加工のウェスタンレッドシーダー[ベイスギ]

(a) 輸出許可要求事項

CCL (EAR § 774 付則 1) の ECCN 1C988 の“輸出許可要求事項”欄の“規制理由”項で記号“SS”で特定される場合、ECCN 1C988 に該当する未加工のウェスタンレッドシーダー（ウェスタンレッドシーダー（ツヤブリカータ）[ベイスギ]の丸太及び角材、並びに丸味[樹皮や丸太面が残った欠陥部]を含む未加工材、製材、及び加工材）の、カナダを含むすべての仕向地への輸出に対して輸出許可が義務付けられている。完全には網羅されているわけではないが、§ 754.4 の対象となる未加工のウェスタンレッドシーダー関連製品に適用することができる 10 桁の国際統一商品分類ベースの別表 B 貨物番号のリスト及び関連定義については、EAR § 754 の付則 2 を参照のこと。アラスカ州の公有地、私有地又はインディアンの所有地から伐採される材木の許可例外について、本節の (c) 項を参照してください、また、関連定義については本節の (d) 項を参照してください。

(b) 輸出許可方針

- (1) 1979 年 9 月 30 日以降に締結された伐採契約のもとに連邦又は州の公有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダーの輸出許可申請について、BIS は通常、拒絶する。
- (2) 1979 年 10 月 1 日以前に締結された伐採契約のもとに連邦又は州の公有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダーの輸出許可申請は、BIS はケースバイケースで考慮する。
- (3) BIS は、アラスカ州の公有地、私有地及びインディアンの所有地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダーの材木の輸出許可申請の承認を行う。申請書は、本節の (a) 項で示される手続きに従って提出しなければならない。許可例外の適用可否については、本節の (c) 項を参照してください。

(c) ウェスタンレッドシーダーに対する許可例外 (WRC)

- (1) 本節の (c) 項で定める要求事項を条件として、アラスカの連邦、州及びその他の公有地、すべての私有地、並びに連邦又は州当局により認定されたインディアン種族の私有地及び信託地から伐採された未加工のウェスタンレッドシーダーの材木について、輸出許可なしに輸出するために許可例外 WRC を用いることができる。
- (2) 許可例外 WRC を使用する輸出者は、以下の書類を入手し、ファイルで保管しなければならない：
  - (i) この許可例外のもとに輸出された未加工のウェスタンレッドシーダーの材木が、アラスカ州以外の州又は連邦の公有地から伐採されたものでないこと、及びこのように伐採又は生産された貨物の代用品によって輸出に利用できるようになったものでないことを示す輸出者による申告書（又はその他の適切な書類）。輸出者が材木を伐採又は生産しない場合、記録又は申告書には伐採者又は生産者を特定し、伐採者又は生産者からの同じ申告書を添付しなければならない。一人以上の仲介者が伐採から購入の間において材木の所有権を保有している場合、輸出者は、その一人以上の仲介者からも、このような申告書又は同等の書類を入手し、それをファイルに保管しなければならない。
  - (ii) 第三者の丸太測定格付け組織により発行され、米国森林警備局により承認された検査証明書であって、次の (A) 及び (B) に該当するもの：
    - (A) 輸出される未加工のウェスタンレッドシーダーの材木の立方メートル又はボードフィート（スクリブナー法）での量を明記したもの；並びに  
[SCR(スクリブナー)は、米西海岸の検量方法で 1,000BM(ボードメジャーフィート, 1BM=1in



×1ft×1ft=0.00236m<sup>3</sup>)の製材がとれる丸太の材積が1,000SCR。]

(B) 輸出出荷状態にある丸太若しくは未加工の挽き材、又はその代用として未加工材から生産された丸太に表示される、各形式の商標、付け札及び／又はペイントマーキングをリストしたものの。

- (3) すべての許可例外に適用される EAR § 740.1 及び § 740.2 で定める要求事項及び制限事項は、許可例外 WRC の使用にも適用される。
- (4) この許可例外に基づいて品目を輸出しようとする者は、自動輸出システム (AES) への必要な電子輸出情報 (EEI) の申告で、“SS-WRC”に対応する正確な輸出許可コードを入力しなければならない。

(d) 輸出許可申請書

- (1) 未加工のウェスタンレッドシーダーの輸出を要求する申請者は、EAR § 748.1、§ 748.4 及び § 748.6 に従って輸出許可を申請し、BIS が要求される場合がある他の書類を提出し、さらに権限を与えられた輸出者の代表者から以下の内容を示す申告書を提出しなければならない：
- (輸出者)である私、(名前)(肩書き)は、知る限り及び信じる限りにおいて、(輸出者)が輸出を申請する(数量)(立方メートル又はボードフィート(スクリブナー法))の未加工のウェスタンレッドシーダーの材木が、1979年10月1日以降に締結された契約のもとに州又は連邦の公有地から伐採したものでないことを、ここに証明する、(署名) (日付)
- (2) 複数の購入者又は最終荷受人がいる場合、申請書のブロック [16] 及び [18] に、“Various”と記入することができる。
- (3) 提出された各申請書について、及び輸出許可証のもとに行われた各輸出積送について、輸出者は EAR § 762 で定める期間、以下のものを集めて保管しなければならない、さらに検証のために提示又は利用できるようにしなければならない：
- (i) 伐採者又は生産者、及び当該貨物の所有権を保持している各二次関係者により署名された申告書であって、当該貨物が 1979年10月1日以前に締結された州又は連邦の公有地から未加工のウェスタンレッドシーダーを伐採する契約のもとに伐採されたものであることを申告するもの；並びに
- (ii) 自動化輸出システム (AES) 記録
- (4) 輸出許可証にリストされている貨物の未出荷の残余量について、立方フィート又はボードフィート(スクリブナー法)で5パーセントの出荷許容差が許容される。この許容差は、1件の輸出許可証において複数回の出荷が行われ、残っている最終未出荷量に対してのみ適用され、当該輸出許可証により認可された当初の量に対しては適用されない。出荷許容差の説明については、EAR § 750.11 を参照してください。

(e) 定義

本節で用いられる場合、次の用語は以下に示す意味を持つ：

- (1) 未加工のウェスタンレッドシーダーとは、ECCN 1C988 で定義される通り、ウェスタンレッドシーダー(ツヤプリカータ)[ベイスギ]の角材、丸太、割り材、フリッチ[丸太を縦挽きにしたもの]、及び一つ以上の面に丸味[樹皮や丸太面が残った欠陥部]を含む加工した挽き材であって、以下のものに加工されていないものをいう：
- (i) アメリカ材木標準等級が規定寸法 No. 3 以上、又はパシフィック材木検査局輸出 R-リスト等級が No. 3 並以上の等級の挽き材であって、等級に関係なく、輸出されようとしている加工されたウェスタンレッドシーダー(WRC)の個々のどの部分についても最大断面積が 2,000 平方センチメートル(310 平方インチ)であるもの；
- (ii) チップ、パルプ及びパルプ製品；
- (iii) ベニヤ板及び合板；
- (iv) 棒、柱若しくは杭であって、それ自体で使用するために切断されたもの又は防腐剤で処理され、かつ、それ以上加工されることを意図していないもの；並びに
- (v) 下見板及び屋根ぶき板
- (2) 連邦及び州の公有地とは、連邦および州の所有地を意味し、アラスカ州の州有地及び認定されたインディアン部族又はそのような部族のメンバーのために、連邦又は州の当局者又は機関により信託さ

れている土地を除く。

- (3) 契約伐採者とは、1979年10月1日時点で、州及び連邦の公有地からウェスタンレッドシーダーの材木を伐採する未実施の契約義務を有していた者であって、その契約義務が、伐採される貨物のすべて又は一部を未加工状態で輸出する意図で、或いは輸出のために販売する意図で行われたことを、それ以前のビジネス慣行又はその他の手段により、証明することができる者を意味する。
- (4) 生産者とは、未加工のウェスタンレッドシーダー貨物（例えば、ウェスタンレッドシーダーの木材）を、主に製材用大型ノコで、他の未加工のウェスタンレッドシーダー貨物（例えば、割り材）に変える加工に従事している者を意味する。

#### § 754.5 船便で輸出される馬

##### (a) 輸出許可要求事項

CCL (EAR § 774 付則 1) の ECCN 0A980 の“輸出許可要求事項”欄の“規制理由”項で文字“SS”で特定される場合、カナダを含むすべての仕向地に向けて船便で輸出される馬の輸出には輸出許可が義務付けられている。

##### (b) 輸出許可方針

- (1) 屠殺の目的で船便による馬の輸出についての輸出許可申請書は拒絶される。
- (2) その他の輸出許可申請書は、BIS が、農務省と協議のうえ、当該馬は虐殺を目的としないと BIS が裁定した場合に承認される。申請書の追加情報欄に、託送されるどの馬も屠殺を目的として輸出されるものではないことを証明する申告書を提示しなければならない。
- (3) 各輸出許可申請書は、1件のみの馬の託送を対象とすることができる。

#### § 754.6 供給不足物資輸出制限の解除に対する米国農産物の登録

##### (a) 適用範囲

輸出管理法 (EAA) (1979 年改正版) の § 7(g) の条項のもとに、外国により或いは外国での消費のために購入され、かつ後日における輸出のため米国内に貯蔵される米国原産の農産物は、その後において、供給不足理由により EAA の § 7 のもとに課せられる可能性がある輸出に対する何らかの量的制限から除外することについて BIS に登録することができる。

##### (b) 登録申請

農産物の登録申請書は、外国の購入者のために正当に権限を与えられた代理人としての役割を果たす、米国の管轄権に服する者又は企業によって提出されなければならない。

##### (c) 郵送先

EAA の § 7(g) の条項に基づく申請書は、宅配便で、以下の宛先に提出してください：

Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce [米国商務省産業安全保障局],  
14th and Pennsylvania Ave., NW., Room 2099B, Washington, DC 20230.

#### § 754.7 リサイクル可能な金属材料に対して監視又は規制の発動を求める請願書；公聴会

##### (a) 適用範囲

輸出管理法 (EAA) (1979 年改正版) の § 7(c) は、リサイクル可能な金属材料に対して監視又は規制を発動することを要求する請願書の提出及び審査について規定している。

##### (b) 請願書提出の適格性

同業者組合を含む団体、企業又は公認若しくは認可された労働者組合若しくは労働者グループであって、リサイクル可能な金属材料の加工処理をする産業界の代表又は産業界のかなりの部分を占めるものは、国内価格の高騰又は国内の品不足（増大する輸出の結果としてこれらのいずれかが、国家経済又はそのいずれかの分野に対し重要な悪影響を有するか有する可能性がある場合）に関して、このような材料に関する輸出を監視すること、又は輸出規制を発動すること、又はその両方を要請する書面による請願書を BIS に提出することができる。

## (c) 公聴会

請願者は、公聴会についても要請することができる。

公聴会はまた、同業者組合を含む団体、企業又は公認若しくは認可された労働者組合若しくは労働者グループであって、請願の対象である金属材料を加工、生産又は輸出する産業界の代表者であるもの又は産業界のかなりの部分を占めるものによって要請することができる。

## (d) 宛先

EAA の § 7(c) に基づく請願書は、宅配便で、次の宛先に提出してください：

Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce [米国商務省産業安全保障局],  
14th and Pennsylvania Ave., NW., Room 2099B, Washington, DC 20230.

## § 754 付則 1 原油及び石油製品

本付則は、原油（EAR99）並びに ECCN 1C980、~~1C981~~、1C982、1C983、又は及び~~1C984~~ で規制される品目石油製品（原油を除く）の関連する別表 B 番号及び貨物の説明を提示する。下記の 10 桁の国際統一商品分類ベースの別表 B 貨物番号及び説明は、<http://www.census.gov/foreign-trade/schedules/b/2014/c27.html> で見出せる別表 B（2014 年版）の 27 章及び AES の 2014 年版の輸出コンコードダンス [用語索引]（2013 年 12 月 30 日）<http://www.census.gov/foreigntrade/aes/documentlibrary/expaes.txt> から引き出されたものである。本付則における情報と最新の別表 B における情報との間に何らかの相違がある場合、自動輸出システムにおいて申告するあなたの電子輸出情報には、最新の別表 B 貨物番号を使用しなさい。

別表 B 番号	貨物の説明
<b>原油</b>	
2709001000 .....	石油及び瀝青質の無機物から得られたオイル（原油）
2709002010 .....	API 度の計測値が 25 度以上の石油及び瀝青質の無機物から得られたオイルであって、もっぱら天然ガスから誘導された濃縮物（原油）
2709002090 .....	API 度の計測値が 25 度以上の石油及び瀝青質の無機物から得られたオイル（原油）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2714100000 .....	瀝青油又はオイルシェール及びタールサンド
<b>石油製品</b>	
2707999010 .....	カーボブラック原料
2710121510 .....	有鉛ガソリン
2710121514 .....	改質無鉛ガソリン
2710121519 .....	無鉛ガソリン（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710121520 .....	ナフサ型ジェット燃料
2710121550 .....	内燃機関用燃料（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710121805 .....	内燃機関用燃料調合剤（含酸素改質ガソリン基材（RBOB））
2710121890 .....	内燃機関用燃料調合剤（含酸素改質ガソリン基材（RBOB）を除く）
2710122500 .....	ナフサ（内燃機関用燃料又は内燃機関用燃料調合剤を除く）
2710124500 .....	軽油及び調製品（いずれか単一の炭化水素化合物の含有率が重量比で 50%以下の炭化水素混合物）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710129000 .....	軽油及び調製品（石油の含有率が重量比で 70%以上の瀝青質の無機物から得られたもの）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710190605 .....	API 度が 25 度未満の第 4 類燃料オイルであって、37.8℃におけるセイボルトユニバーサル動粘性係数が 45.125 秒で、硫黄の含有率が 500ppm 以下のもの
2710190615 .....	API 度が 25 度未満の第 4 類燃料オイルであって、37.8℃におけるセイボルトユニバーサル動粘性係数が 45.125 秒で、硫黄の含有率が 500ppm を超えるもの
2710190620 .....	API 度が 25 度未満の重油燃料であって、37.8℃におけるセイボルトユニバーサル動粘性係数が 125 秒を超えるもの
2710190650 .....	API 度の計測値が 25 度未満上の蒸留油及び残留油燃料（混合燃料オイルを含む）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710191106 .....	API 度の計測値が 25 度以上の軽油燃料であって、硫黄の含有率が 15ppm 以下のもの
2710191109 .....	API 度の計測値が 25 度以上の軽油燃料であって、硫黄の含有率が 15ppm 超 500ppm 以下のもの

別表 B 番号	貨物の説明
2710191112 .....	API 度が 25 度以上の軽油燃料であって、37.8°Cにおけるセイボルトユニバーサル動粘性係数が 45 秒未満で、硫黄の含有率が 500ppm を超えるもの
2710191115 .....	第 4 類燃料オイルであって、硫黄の含有率が 500ppm 以下のもの
2710191125 .....	第 4 類燃料オイルであって、硫黄の含有率が 500ppm を超えるもの
2710191150 .....	API 度が 25 度以上の重油燃料であって、37.8°Cにおけるセイボルトユニバーサル動粘性係数が 125 秒を超えるもの
2710191600 .....	ケロセン型ジェット燃料（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710192400 .....	ケロセン型内燃機関用燃料
2710192500 .....	ケロセン型内燃機関用燃料調合剤
2710192600 .....	ケロセン（内燃機関用燃料又は内燃機関用燃料調合剤を除く）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710193010 .....	航空機エンジンの潤滑油（ジェットエンジンの潤滑油を除く）
2710193020 .....	自動車用、ディーゼル用又は船舶用エンジン（タービンを除く）の潤滑油
2710193030 .....	タービン潤滑油（船舶用を含む）
2710193040 .....	自動車用ギア油
2710193050 .....	蒸気シリンダー油
2710193070 .....	焼入油又は切削油
2710193080 .....	潤滑油（添加剤あり又は添加剤なしのもの）（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710193750 .....	潤滑グリース（添加剤あり又は添加剤なしのもの）
2710194530 .....	医薬品等級のホワイトミネラルオイル
2710194540 .....	ホワイトミネラルオイル（医薬品等級のものを除く）
2710194545 .....	絶縁油又は変圧器油（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710194590 .....	炭化水素の混合物（他の番号で指定又は含まれていないもの）であって、いずれかの単一の炭化水素の混合物の含有率が重量比で 50%以下のもの
2710199000 .....	石油又は瀝青質の無機物から得られたオイル（原油を除く）であって、石油の含有率が重量比で 70%以上のもの（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2710200000 .....	石油又は瀝青質の無機物から得られたオイル（原油を除く）であって、石油（バイオディーゼルを含む）の含有率が重量比で 70%以上のもの
2710910000 .....	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ターフェニル（PCT）、又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有する廃油
2710990000 .....	廃油（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2711110000 .....	液化天然ガス
2711120000 .....	液化プロパン
2711130000 .....	液化ブタン
2711140000 .....	液化エチレン、液化プロピレン、液化ブチレン及び液化ブタジエン
2711190000 .....	液化石油ガス及びその他の液化炭化水素ガス（他の番号で指定又は含まれていないもの）
2712200000 .....	パラフィンワックスであって、油の含有率が 0.75%未満のもの
2712900000 .....	マイクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト[地蠟]、亜炭ワックス、泥炭ろう、その他の鉱物性ろう、及び同様の製品（他の番号で指定又は含まれていないもの）

別表 B 番号	貨物の説明
2713110000 .....	石油コークス（煨焼されていないもの）
2713120000 .....	石油コークス（煨焼されているもの）
2713200000 .....	石油アスファルト
2713900000 .....	石油の残留物又は瀝青質の材料から得られたオイルの残留物
2714900000 .....	天然瀝青及びアスファルト；アスファルト鉱及び岩石アスファルト
2715000000 .....	天然アスファルト、天然瀝青、石油アスファルト、鉱物タール又は鉱物タールピッチを主材料とする瀝青質の混合物
2804100000 .....	水素
2804290010 .....	ヘリウム
2811210000 .....	二酸化炭素
2811299000 .....	一酸化炭素
2814100000 .....	無水アンモニア
2814200000 .....	水溶液中のアンモニア
3819000000 .....	油圧ブレーキ液及び油圧伝動装置用に調整したその他の液体であつて、石油又は瀝青質の無機物から得られたオイルを含有しないもの又は含有率が重量比で 70%未満のもの

## § 754 付則 2 未加工のウェスタンレッドシーダー

本表は、完全には網羅されているわけではないが、本章の § 754.4 の輸出許可要求事項の対象となる未加工のウェスタンレッドシーダー関連製品に適用することができる 10 桁の国際統一商品分類ベースの別表 B 貨物番号のリストである。下記の 10 桁の国際統一商品分類ベースの別表 B 貨物番号及び説明は、<http://www.census.gov/foreigntrade/schedules/b/2014/c44.html> で見出せる別表 B (2014 年版) の 44 章及び AES の 2014 年版の輸出コンコーダンス [用語索引] <http://www.census.gov/foreign-trade/aes/documentlibrary/expaes.txt> から引き出されたものである。本付則における情報と最新の別表 B における情報との間に何らかの相違がある場合、自動輸出システムにおいて申告するあなたの電子委輸出情報には、最新の別表 B 貨物番号を使用しなさい。

別表 B 貨物番号	説明
<b>未加工材</b>	
4403100030 .....	棒材、杭材及び柱材 ('処理されたもの')
4403100060 .....	未加工材 ('処理されたもの')
4403200010 .....	'処理されたもの' でないもの; 針葉樹; 棒材、杭材及び柱材
4403200055 .....	'処理されたもの' でないもの; 針葉樹; 丸太及び角材; ウェスタンレッドシーダー (ツジャ・プリカータ)
<b>'挽き材'</b>	
4407100101 .....	針葉樹; フィンガージョイントされたもの
4407100102 .....	針葉樹; フィンガージョイントされたもの ('処理されたもの')
4407100168 .....	針葉樹; フィンガージョイントされたものを除く ('処理されたもの' でないもの); ウェスタンレッドシーダー (ツジャ・プリカータ) ('未加工材');
4407100169 .....	針葉樹; フィンガージョイントされたものを除く ('処理されたもの' でないもの); ウェスタンレッドシーダー (ツジャ・プリカータ) ('未加工材' でないもの)

**注 1:** 別表 B (2014 年版) の項 [heading] 4403 は、“木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない (4407 項の挽き材を除く))”に関するものである。

**注 2:** 別表 B (2014 年版) の 6 桁の国際統一商品分類体系の号 [subheading] 4403.10 及び 10 桁の国際統一商品分類コード 4407.10.0102 は、'処理されたもの [treated]' とは、“ペイント、着色剤、クレオソート又はその他の防腐剤で処理されたもの”を意味すると記載されている。

**注 3:** 別表 B (2014 年版) の [heading] 4407 は、“縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6mm (0.236 インチ) を超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は丸はぎしたものであるかないかを問わない”を '挽き材' と呼んでいる。

**注 4:** 別表 B (2014 年版) の第 IX 節第 44 章の統計上の注釈 3 では、“4407 項でいうところにおいて、用語“未加工材”は、より小さいサイズにエッジング、再縦引き、横引き、又はトリムされた木材を含むが、一つ以上の小口若しくは表面にカンナがけをすることにより仕上げ若しくは表面仕上げされた木材又はエッジ若しくは端部を接着されている木材を含まない”と記載されている。

## § 754 付則 3 原油の輸出を取り扱う法令の条項

[本付則に掲載された法令の資料は、読む人の参考のためのみのものである。この資料の公式の原文については、米国法典を参照してください。]

## 公法 104-58

## § 201 アラスカのノーススロープ原油の輸出

鉱物リース法 (the Mineral Leasing Act) (30 U. S. C. 185(s)) の § 28 は、サブセクションの改正により、次のように解釈するように改正されている：

“アラスカのノーススロープ原油の輸出”

- (1) 本サブセクションの(2)から(6)項を条件として、かつ、本公法の他の条項又はアラスカ横断パイプライン許認可法 (43 U. S. C. 1652) の § 203 に基づいて許可された通過権のある公道用地上をパイプラインによって輸送される原油の輸出に適用される法律（規則を含む）の他の条項にもかかわらず、大統領が当該原油の輸出が国益にかなっていないと裁定しない限り、当該原油を輸出することができる。大統領は、本サブセクションの制定日から5か月以内に、国益についての大統領の裁定を行わなければならない。この原油の輸出が国益にかなっているか否かを評価する際に、大統領は最低でも以下の考慮をしなければならない—
  - (A) この原油の輸出が、米国で使用される原油の合計量又は品質を低下させるか否か；
  - (B) 適切な環境調査の結果（この原油の輸出の環境への可能性のある有害な影響を緩和する適切な手段の考察を含む）、この調査結果は、本サブセクションの制定された日から4か月以内に完了されるものとする；並びに
  - (C) この原油の輸出が、米国内（隣接していない州及び太平洋における属領を含む）での雇用に持続的で重大な悪影響を引き起こすか、或いは消費者にかなりの損害を引き起こす、持続的で重大な原油供給不足又は世界市場の水準をかなり超える持続的な石油価格の原因となる可能性があるか否か。大統領が当該原油の輸出が国益にかなっていると裁定した場合、大統領は当該輸出が国益に沿っていることを確実なものとするために必要な若しくは適切な条件及び制約（量的制限以外）を課すことができる。
- (2) 米国が1979年11月26日以前に、相互国際石油供給協定を締結した国に石油を輸出する場合、或いは国際エネルギー機関の国際緊急時石油融通計画に従ってある国に石油を輸出する場合を除いて、アラスカ横断パイプライン許認可法 (43 U. S. C. 1652) の § 203 に基づいて許可された通過権のある公道用地上をパイプラインによって輸送される原油は、輸出される場合、1916年制定の海運業法 (46 U. S. C. App. 802) の § 2 に従って決定されることにより、米国法のもとに船籍書類を与えられ、かつ、米国民により所有される船舶により輸送されなければならない。
- (3) このサブセクションの中のいずれの条項も、合衆国憲法、国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以下参照)、国家緊急事態法 (50 U. S. C. 1601 以下参照)、又はエネルギー政策保護法 (42 U. S. C. 6271-76) の第Ⅱ編パートBのもとでの大統領の輸出を禁止する権限を制限してはならない。
- (4) 商務長官は、大統領による当該決定の日から30日以内に、大統領の国益決定の実行に必要なルール（輸出許可の要求事項及び条件を含む）を発行しなければならない。商務長官は、このサブセクションの条項を執行する際にエネルギー省長官と協議しなければならない。
- (5) 商務長官がこのサブセクションの根拠のもとでの原油の輸出が、持続的で重大な原油供給不足、又は



世界市場水準をかなり超える持続的な石油価格を引き起こしたと認定し、さらにこれらの供給不足又は価格高騰が米国内での雇用の持続的で重大な悪影響を引き起こしたか、引き起こしそうであると認定した場合、商務長官は、エネルギー省長官と協議のうえ、この原油の輸出に関して適切な措置（当該原油を輸出する権限を修正するか無効にすることを含める場合がある）を勧告しなければならない、大統領はこの措置を講じることができる。

(6) このサブセクションのもとでの行政措置は、米連邦法典第 5 編の § 551 及び § 553 から § 559 の対象とはならない。

#### 鉱物リース法 (the Mineral Leasing Act)

30 U. S. C. 185 (u)

##### 輸出に対する制限事項

本節に基づいて許可された通過権のある公道用地上をパイプラインによって輸送される国内で生産された原油（輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の個人若しくは外国政府と双方で同量交換される原油、又は輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の一部の国土を横断することにより一時的に輸出され、米国に再入国する原油を除く）は、輸出管理法(1979年改正版)(50 U. S. C. App. 2401 以下参照)のすべての制限事項及び輸出許可要求事項に従わなければならない、

そして、それに加えて、本節の対象となる原油が、輸出管理法(1979年改正版)の制限事項及び輸出許可要求事項、並びに罰則及び執行条項に基づいて輸出が可能となる前に、大統領は、当該輸出により米国が入手可能な石油の全体の品質又は量を低下させず、当該輸出が国益にかなっており、かつ、輸出管理法(1979年改正版)に従っていることの明確な事実認定を行い公表しなければならない（ただし、以下を条件とする）：

大統領は本節のもとに行われる事実認定を含む報告書を議会に提出しなければならない、そして、その報告書を受領した日以降、議会は本節の条件のもとに輸出が国益にかなっているか否かを検討するための期間として、暦日で 60 日の期間（議会が開会中であった場合には、30 日）を有すること。

議会が、この期間内に国益に関する大統領の事実認定に異論を申し立てる反対意見を上下両院同一決議で可決した場合、前述の大統領の事実認定に基づいて行われる輸出は停止しなければならない。

#### 海軍石油保留地生産法

10 § 7430 (e)

海軍石油保留地から生産される石油（輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の個人若しくは外国政府と双方で同量交換される石油、又は輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の一部の国土を横断することにより一時的に輸出され、米国に再入国する石油を除く）は、輸出管理法(1979年改正版)(50 U. S. C. App. 2401 以下参照)のすべての制限事項及び輸出許可要求事項に従わなければならない、そして、さらに加えて、本節の対象となる石油が、輸出管理法(1979年改正版)の制限事項及び輸出許可要求事項、並びに罰則及び執行条項に基づいて輸出が可能となる前に、大統領は、当該輸出により米国が入手可能な石油の全体の品質又は量を低下させず、当該輸出が国益にかなっており、かつ、輸出管理法(1979年改正版)に従っていることの明確な事実認定を行い公表しなければならない。

## 外洋大陸棚土地法

43 U. S. C. 1354

## (a) 輸出管理条項の適用

本節のサブセクション(d)で規定される場合を除いて、外洋の大陸棚から産出される石油又はガスは、1969年制定の輸出管理法の要求事項及び条項に従わなければならない。本付則の(a)項及び(b)項で引用される1969年制定の輸出管理法は、その法律の期限により、1979年9月30日に失効したことに注意してください。

## (b) 輸出に先立つ条件；

輸入される石油又はガスへの依存度を増大増加させるものではないことの大統領による明確な事実認定本節の対象となる石油又はガスが、1969年制定の輸出管理法の要求事項及び条項のもとに輸出が可能となる前に、大統領は、当該輸出により輸入される石油又はガスへの依存度を増大させることはなく、当該輸出が国益にかなっており、かつ1969年制定の輸出管理法の条項に従っていることの明確な事実認定を行い公表しなければならない。

## (c) 大統領による議会への事実認定の報告；大統領の事実認定に異論の合同決議

大統領は、本節のもとに行われる事実認定を含む報告を議会に提出しなければならない、そして、その報告書を受領した日以降、議会は本節の条件のもとに輸出が国益にかなっているか否かを検討するための期間として、暦日で60日の期間（議会が開会中であった場合には、30日）を有するものとする。議会が、この期間内に大統領の国益に関する事実認定に異論を申し立てる反対意見を上下両院同一決議で可決した場合、その大統領の事実認定に基づいて行われるこれ以上の輸出は停止しなければならない。

## (d) 輸送の便宜又は効率性のための石油及びガスの交換又は一時的な輸出

本節の条項は、輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の個人若しくは外国政府と双方で同量交換される石油若しくはガス、又は輸送の便宜若しくは効率向上のため隣接する外国の一部の国土を横断することにより一時的に輸出され、米国に再入国する石油若しくはガス、又は現行の国際合意に従って交換若しくは輸出される石油若しくはガスには適用されない。